

(赤坂) R D最終処分場問題地元説明会の開催概要について

1. 地元説明会の開催概要

開催日

平成20年6月10日(対象:赤坂および日吉ヶ丘の住民)

平成20年9月2日(対象:赤坂の役員等)

開催主旨

(6月10日)県が原位置浄化策(D案)を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換

(9月2日)1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める(役員等への説明)

説明資料

(6月10日)・R D最終処分場問題地元説明会資料

・県が行う工法提案要請の概要について

・パワーポイント説明資料

・R D最終処分場模型

(9月2日)・平成20年6月県議会答弁

・R D最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応(案)について

・R D最終処分場問題地元説明会における質問事項等について

・R D最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>

・R D最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール(案)

主な意見

	6月10日	9月2日
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、孫や子にありがたうと言ってもらえる内容をお願いします。 ・対策工比較表の×は主観的判断である。科学的根拠をもってきちんと説明してほしい。 ・対策委員会の議論を信用するのならなぜA2案を信用しないのか。 ・A2案をやる気がないからできない理由ばかり出てくる。やる気になったら困難な問題があっても知恵が出るはずだ。 ・コストがネックになって県がいろいろ言っているように聞こえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に対策してほしいというベクトルは合っているが、結論ありきである県のやり方が間違っていないか。 ・粘土層修復について、深掘りを修復する時は漏れないと言っておきながら、今度の議会答弁ではそれは無理というのはおかしい。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。 ・D案には内容的に実態がない。科学的論理的にD案で本当にいけるのか。 ・A2案の遮水壁とD案の遮水壁の違いを明確に説明してほしい。 ・有害物をごく一部だけ取ったところでどんな効果があるのか。気休めにすぎないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は県が言っているD案では信用できないから全量撤去を要望している。 ・深掘りした時のやり方でやれば全量撤去できるのではないか。 ・有害物の掘削除去は非常に大事な部分になると思うが、具体的なものが見えてこない。 ・県と住民が有害物をどこをどう取るかを議論して最終決定できるような歩み寄りの方法しかないと思う。

(主な意見つづき)

	6月10日	9月2日
対策工法(へつづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソイルセメント遮水壁の安全性が疑問である。 ・30年で確実に安定化する根拠はない。 ・巨大な有害物の貯蔵庫を頼りない壁で作ろうというイメージである。 ・私たちは9年も我慢したからA2案の13年なんかへっちゃらである。 ・対策工は我々にわかる、確実な方法をとってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物の掘削除去について、A-2案では有害物の分別ができないから全量撤去になると言っているが、D案では有害物を取り除くと言っており、矛盾している。 ・県は、原位置浄化だけのB案に近いD案のような考え方に固執している。 ・ソイルセメント遮水壁が信用できない。 ・これまでも電気探査で何の効果も出なかったのにまだするのか。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・30年間不安を持ち続けるか、13年間だけ辛抱するかである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民としては一体何があるのかわからないじゃないかという思いが非常に強い
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者責任を追及してほしい。 ・RDの役員に責任を取らせてほしい。何回も頼んだのに県はやってくれなかった。時効になったのは県の責任である。 ・掘削調査で住民側は20m30mと言ったのに県は5mしか掘らなかった。5mで出てこなかったら掘るべきである。 ・前知事が「全国に誇れる解決の仕方をする」と言ったのが解決せずに今に至っている。 	

2. 地元住民の皆さんの意向反映について(4つの柱)

項目	内容
有害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉の解体撤去 ・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認できれば適正に対処
対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施期間中、周辺生活環境に配慮
モニタリングと監視委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施 ・監視委員会で住民の皆さんとともに監視
処分場土地の県有地化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討